

令和6年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年9月10日（火） 午後1時30分

2 閉会 令和6年9月10日（火） 午後2時44分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理（農政担当）	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎（農地担当）	4番 定井 正雄（会長）
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正（会長代理）	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

最相 信雄	高尾 郁夫	武田 治紀	石尾 弘	大森 安男
澁江 隆司	長代 悦和	劔持 孝明	高谷 幹晴	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

1番委員 2番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請について

報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第28号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、2番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第33号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) **【議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号41番、42番】

(農地担当) それでは41番、岡谷の件につきまして、42番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。これらの件について、●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後1時35分

(農地担当) それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(高谷委員) この案件ですが、相互の農地交換によるものです。交換することにより、お互いの自宅のそばになるという事で耕作が便利になります。どちらの受人も、農機具を所有しており地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、41番、42番は許可されました。入室してください。

【●●委員 入室】 午後1時39分

【受付番号43番】

(農地担当) 続きまして43番、富原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) この案件ですが、申請地の近くに受人が住んでおり、また、この農地は住宅が立て込んだ中にある農地です。受人は農機具もそろっている所以問題ないと思いますので皆さんご審議の程お願いします。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

(澁江委員) いくらか補足しますと、この受人の自宅の南側にある宅地と一緒にこの農地を購入しま

す。しかし、現在自宅に入る道が狭く、これから購入する宅地を進入路として利用したいとのことです。受人は、今後この周辺の農地を集約して農業をしていく予定で地元としてもありがたいことです。今回の3条の案件については、この農地を畑として耕作をするということで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号44番】

(農地担当) 続きまして44番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、この農地の隣に宅地があり、この宅地にある空き家を一緒に購入するということです。受人は、ブドウ組合に入っており、ブドウ農家でございます。経験ある方なので、地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 大森委員、補足はありますでしょうか。

(大森委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) 受人の住所地である担当委員から何か意見はありますか。

(剣持委員) 特にありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、44番は許可されました。

【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第34号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号5番】

- (農地担当) それでは、5番、新本の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件ですが、すでに農機具置き場や駐車場として利用されております。周辺営農に支障はありませんので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく願います。
- (農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。
- (長代委員) 補足はありません。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

- (農地担当) それでは、6番、東阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が水路、南が水路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、県外に転出している方が、実家の土地について調査をしていたら、手続きをせずに物置を建てていたことが分かり、この度、是正という事で申請がありました。地元としては問題ないと思いますが、詳しくは武田委員から願います。
- (農地担当) それでは武田委員、願います。
- (武田委員) この案件ですが、現地を確認しましたが、周辺営農に支障はなく問題ないと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、

第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第35号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号35番】

(農地担当) それでは、35番、小寺の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺
農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地ですが、住宅が並んで立っているエリアです。申請地の西と北に農地はありますが、
高低差があります。地主とも話が出来ており周辺営農に支障はなく、問題ないものと思
われますので、どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号 36 番】

- (農地担当) それでは、36 番、黒尾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が畑、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1 番委員) この案件ですが、通勤に便利が良い土地を探していたところ適地があったという事で、今回の申請に至りました。地元としては問題ないと思いますが、詳細は、石尾委員からお願いします。
- (農地担当) 石尾委員、お願いします。
- (石尾委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。36 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、36 番は許可されました。

【受付番号 37 番】

- (農地担当) それでは、37 番、小寺の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が畑、北が雑種地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3 番委員) この案件ですが、周辺状況については、先ほど説明がありましたが、東側については、昔の赤線が図面上あり、農地の隣地承諾書はもらっていませんでした。しかし、現地を確認したところ道がなく農地に接している状態でした。今後のトラブル回避のため、受人から確約書を書いていただきました。内容は、今までどおりの営農作業を行うことについての苦情は申しませんという内容です。農地を守るための農業委員会という事もあるので、

このような対応をいたしました。農家の方もこれでよろしいですという話をいただきましたので、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当) 続きまして38番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が田、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、土木建設業を営んでいる業者が、資材置き場が手狭になり探していたところ、事業所の近くに適地が見つかったということで申請がありました。用水、排水ともに問題はなく、日照通風についても問題ありません。土砂流出については、隣地境界から1メートル離して造成するという事で、周辺営農に支障はないと考えられます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員) この業者は、この近くに資材置き場を持っていて2か所目になります。この案件についての話ではありませんが、資材置き場として転用した後、すぐ宅地にしてしまうことがあるのではないかと心配はあります。3年くらいは資材置き場で使用してその後は、宅地などになっても仕方がないのかなという気はしています。

(次長) 令和6年4月から国の事務処理要領の改正があり、資材置き場で許可を得た者は、3年間、状況報告書を半年ごとに農業委員会へ提出してもらうという事になりましたので、3年間は資材置き場で使用しなければならないという事です。

(農地担当) この件は、農振除外の申請時にも意見が出ました。その時は、地元の業者から申請があ

って、現在の資材置き場が手狭になって、かつ地元の業者ということで農振除外が出来たという事です。先ほどの事務局の説明にもありましたが、今後も注視していく必要があります。他に質問はありますか。

(6番委員) 市街化調整区域だけが、3年間の報告の対象になるのですか。

(次長) はい。許可を要する区域だけです。市街化区域は届出になるので報告義務はありません。

(武田委員) これは、資材置き場が対象ということですが、露天駐車場も対象ですか。

(次長) はい。対象です。

(8番委員) この案件は、賃借権設定ですが、期間は設定されているのですか。

(主任) 永年ということで設定されています。

(1番委員) 露天資材置き場として許可した後に、そのとおりに活用しているかどうかというのは、農業委員会としてどこまで調べる必要があるのでしょうか。本来の目的以外に使用しているかどうかの確認は、どこまで必要なのでしょうか。

(次長) 転用許可後は、完了報告書を提出する必要があります。添付されている写真で転用目的どおりにされているかどうかを確認します。資材置き場については、3年間状況報告書を提出する必要がありますので、その報告書で確認をしていくようになります。

(1番委員) 資材置き場の転用申請を審査する際、この企業はどのくらい資材が必要であるとか業者の現況を調べて判断する必要があるのでしょうか。

(3番委員) まずは、企業の業務内容というより、今回の件に関して言えば、この農地について宅地なら許可できるのか、露天資材置き場なら許可できるのかというのが、先になります。例えば3種農地であれば、何であっても原則転用は出来ます。この件については、農振地区でしたが、事業所が近くにあり、しかも既存の資材置き場が手狭になって新たに必要ということということで農振除外が出来て、資材置き場として転用申請されたものです。そこで、この業者は現在の資材置き場が手狭になって、本当にこれだけの面積が必要なのかということ来判断していく必要があると思います。

(次長) 資材置き場については、どのように利用していくのが判断のポイントになります。今、資材置き場があるがそこは手狭になっている。新たにこのような資材を置くためのスペースが欲しい。この土地にこのような配置で資材を置く予定です。というものを確認する必要があります。もちろん、転用面積は必要最小限という条件があるので、申請時に添付する土地利用計画図を見ながら判断していく必要があると思います。

(武田委員) 今回の件で、例えば隣地の所有者から承諾書のようなものを取るわけにはいきませんか。

(次長) 今後、地元としてトラブルが生じるおそれがあると思われる場合は、念のためということで、そのような対応をしてもいいと思いますが、隣地承諾書は法定添付書類ではないので、強要はできません。お願いということでの対応ということです。

(3番委員) 承諾書がないと申請を受け付けないということは、出来ないですね。お願いをするだけです。農地が隣地にある場合、総社市農業委員会では、承諾書を添付してもらっていま

すが、法定添付書類ではありませんが、念のためという事です。

(農地担当) 他に質問はありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、38番は許可されました。

【議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請について】

(農地担当) 続きまして、議案第36号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請について朗読、説明】**

(農地担当) 今回の変更承認の件ですが、令和5年12月総会で審議された件です。開発行為の変更ではなく、権利の変更の申請です。受人が2人共有から1人の単独に変更するという件です。この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 地元委員から何か意見はありますでしょうか。

(最相委員) 特にありません。

(農地担当) 地元委員からは問題なしということですが、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認いたします。

【報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第25号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第25号 報告書について朗読】**

【報告第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第26号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第26号 報告書について朗読】**

【報告第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第 27 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 27 号 報告書について朗読】

【報告第 28 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第 28 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 28 号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 21 ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3 条関係が 4 件、4 条関係が 2 件、5 条関係が 4 件でございました。また、農地転用事業計画変更承認申請につきましては、原案どおり承認しました。以上で、日程第 3 についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第 4 その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後 2 時 44 分

以上，記録の内容が正確であることを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員